

たばこ施策に関する市民対話

豊中市では令和3年に「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（豊中市スマイルクリーン条例）」を施行し、受動喫煙防止やたばこ火に関する被害の減少、まちの美化向上に取り組んできました。

受動喫煙やまちの美化に関する普及啓発、市内11駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に定め、屋外分煙所を設置することにより、人の往来の多いエリアでの無秩序な喫煙やポイ捨てを防ぐとともに、公園や屋外競技場における喫煙も禁止しています。

こうした取組の中においても、市民生活において受動喫煙を受ける機会は「路上」が最も多く、ポイ捨てもたばこ関連のものが約65%を占めるなど、たばこ対策には課題が残っています。

今後のたばこ施策の展開についてみなさまのご意見をお聞かせください。

	日時（各回1時間）	会場	定員
第1回	8月21日（金）19時から	千里コラボ2階 健康教育室	70人
第2回	8月23日（日）10時から	中央公民館3階 視聴覚室	40人
第3回	8月30日（日）10時から	庄内コラボ1階 集団検診室	60人
第4回	9月5日（土）10時から	千里コラボ2階 健康教育室	70人
第5回	9月11日（金）19時から	庄内コラボ1階 集団検診室	60人
第6回	9月17日（木）19時から	中央公民館3階 視聴覚室	40人

内容（裏面に詳細）

豊中市のたばこ施策に関する説明・意見交換
前半30分が説明
後半30分は意見交換



申込

市HPから電子申込システム。先着順。

申込はこちら（電子申込システム）

申込期間

8月3日（月）9時から

豊中市 健康推進課 健康支援係
TEL：06-6152-7381
mail：kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

今後のたばこ施策の展開（案）

○スマイルクリーン条例の一部改正

市内全域における歩きたばこの禁止

- ・路上喫煙禁止区域外においても歩きたばこを禁止します
- ・道路等において、歩行中又は自転車、原付、自動二輪の乗車中に喫煙することをさします

→ 屋外での喫煙による受動喫煙防止や、子どもをたばこ火から守ること、また、無秩序な喫煙による煙の拡散やポイ捨てを防ぐことで、市民が安心して歩けるまちをめざします。

学校等の周辺道路における路上喫煙の禁止

- ・学校等の敷地の外周の道路において、路上喫煙を禁止します
- ・学校等には、小・中学校、義務教育学校、高等学校、こども園等を含みます
- ・敷地や建物に接している道路が規制対象です

→ 子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。大人や社会が子どもを受動喫煙から守ることが必要です。

○密閉型屋外分煙所の導入

→ ポイ捨てのみならず、煙の拡散を防ぐことでクリーンな環境づくりを推進します。

○実効性のあるパトロール

パトロールの拡充・強化及び過料徴収

- ・巡回パトロールの実施に関し、路上喫煙禁止区域外にも範囲を拡大（歩きたばこ、学校等の周辺道路での喫煙に対する指導）
- ・条例違反者（路上喫煙禁止区域内における路上喫煙）に対し、過料を徴収

→ 喫煙者のマナー向上を図り、ルール違反への抑止力を高めます。

○禁煙治療費補助制度

禁煙治療に係る医療費（自己負担分）の一部を助成する事業の実施を検討

→ 禁煙するには治療が必要な場合もあります。喫煙する人が減少すれば受動喫煙の機会も減少します。